

建設部

議案第 94 号 令和 7 年度大津市一般会計の決算の認定のうち、
建設部の所管する部分について

それでは、令和 7 年度一般会計のうち、建設部の所管する決算の状況につきまして、「主要な施策の成果説明書」に基づき、説明します。

はじめに「歳入の部」から、説明します。

22 ページをお願いします。

ページ上から 2 段目にあります、款 13、項 1 交通安全対策特別交付金は、昭和 43 年の道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、交通事故発生件数や改良済道路延長などをもとに配分され、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充当するものであります。

なお、令和 7 年度の交付額は、3,027 万円となりました。

26 ページをお願いします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料のうち、26 ページの上から 7 行目、目 6 土木使用料のうち建設部の所管する部分についてであ

ります。

節 1 土木管理使用料 115 万円は、道路事業並びに都市計画道路事業等に係る用地について、期間を定めて行う貸付けに伴う使用料収入です。

節 2 道路河川使用料 3 億 9,164 万円のうち、①道路占用使用料 3 億 8,280 万円及び③法定外道路等占用使用料 855 万円は、市道敷並びに里道敷及び本市が管理する普通河川敷における電力供給施設、電話等の通信機器施設、ガス管などに係る占用料であり、②準用河川占用使用料 28 万円は、本市が管理する準用河川に係る占用料であります。

節 3 港湾使用料 16 万円は、本市が管理する港湾施設への船舶の係留等に伴う施設使用料であります。

節 4 都市計画使用料のうち、建設部の所管する部分は、②駐車場使用料 1 億 9,353 万円であり、明日都浜大津ほか 4 か所の公共駐車場及び月極駐車場 7 か所の使用料、また④自転車駐車場使用料 1 億 7,938 万円は、ＪＲ小野駅前をはじめとする市内 17 か所の自転車駐車場の使用料であります。

30 ページをお願いします。

項 2 手数料、30 ページ上段にあります目 6 土木手数料のうち、建

設部の所管する部分は、最下段の節 2 道路河川手数料の①土木証明等手数料 146 万円であり、道路台帳及び境界情報などの図面の交付や、官民境界確定協議書に係る協議済証明等の交付手数料であります。

37 ページをお願いします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金のうち、建設部の所管する部分は、37 ページ最下段の目 5 土木費国庫補助金のうち、次の 38 ページにあります節 2 道路河川費国庫補助金及び節 3 都市計画費国庫補助金であります。

土木費国庫補助金 12 億 1,278 万円のうち、節 2 道路河川費国庫補助金 7 億 8,819 万円のうち、現年分として、交通安全施設整備費補助金 5,767 万円は、真野三丁目の市道幹 1009 号線の整備費であり、防災・安全交付金 2 億 8,124 万円の内訳は、市道幹 1052 号線ほかに係る道路舗装工事として 2,000 万円、市道幹 2028 号線（大石小田原町）の整備費として 2 億 5,283 万円、市道南 0101 号線

（本丸町）の整備費として 176 万円、市道東 4059 号線ほかの交通安全対策工事費として 510 万円、市道北 3024 号線ほかの交通安全対策工事費として 154 万円。また、道路更新防災等対策事業費補助金 1 億 6,356 万円は、堂村橋ほか市道橋補修工事費であります。次

に繰越分として、社会資本整備総合交付金 1,228 万円は、市道幹 2028 号線（大石小田原町）の整備費であります。防災・安全交付金 1 億 9,777 万円のうち、1 億 9,253 万円は、市道幹 1009 号線（真野三丁目）の整備費であり、交通安全施設設置工事 524 万円は、市道幹 2156 号線ほかの通学路や交差点等の交通安全施設設置事業費であります。

節 3 都市計画費国庫補助金 3 億 1,212 万円のうち、建設部の所管する部分は、都市計画事業費補助金 1 億 4,277 万円であり、その内訳は、都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）の 943 万円、都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線の 1 億 843 万円及び都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線の 2,490 万円の道路整備費であります。

繰越分の防災・安全交付金 1 億 667 万円のうち、建設部の所管する部分は、都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）の 6,991 万円及び都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線の 1,573 万円の道路整備費であります。

48 ページをお願いします。

款 17 県支出金、項 2 県補助金、目 7 土木費県補助金のうち建設部の所管する部分は、節 2 道路河川費県補助金 913 万円であり、内

訳は、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金 613 万円の市内で運行するデマンド型乗合タクシーの運行経費及び地籍調査事業費補助金 299 万円の瀬田地区における地籍調査事業の推進費であります。

51 ページをお願いします。

款 18 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入のうち建設部の所管する部分は、⑦建設部土地貸付収入 47 万円であり、一里山一丁目の都市計画道路 3・4・73 号南大萱上田上線の残地ほかに係る貸付収入であります。

52 ページをお願いします。

項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 不動産売払収入のうち、建設部の所管する部分は、③建設部不動産売払収入 2,724 万円であり、用途廃止した里道敷及び普通河川敷などの払い下げに伴う収入であります。

53 ページをお願いします。

款 19 寄附金、項 1 寄附金、目 4 土木費寄附金のうち建設部の所管する部分は、節 2 公共交通活性化寄附金 90 万円であり、バス停にベンチを設置するための寄附金を受納したことに伴う収入であります。

56 ページをお願いします。

款 22 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入のうち、56 ページ最下段の節 6 土木費雑入 2,706 万円のうち、建設部の所管する部分は、57 ページ上段の②から⑥及び⑨であり、②自転車等移動保管料 14 万円は、自転車等放置禁止区域において、放置されていた自転車等を撤去した後、所有者への返却の際に徴収する移動保管料として、③浜大津ターミナル管理負担金 105 万円及び④石山駅バスターミナル管理負担金 10 万円は、清掃費などの管理費に対する滋賀県バス協会及びタクシー協会からの負担金として、⑤積算システム共用負担金 621 万円は、公共事業に係る土木積算システムの保守委託料等に対する公営企業管理者からの負担金として、⑥公共交通維持費負担金 146 万円は、藤尾奥町の路線バス方向転換場の借地料に対する京都市からの負担金として、⑨道路等整備事業負担金 935 万円は、市道幹 1009 号線の橋梁に添架されるライフラインの施設管理者からの負担金としてそれぞれ収入したものであります。

58 ページをお願いします。

節 9 その他雑入のうち、建設部の所管する部分は、⑨建設部その他雑入 200 万円であり、公共駐車場における指定管理者の自主事業収入（自動販売機の設置）や志賀北幼稚園の高圧ケーブルの張替協

力金等であります。

以上が歳入であります。

続きまして、「歳出の部」について、説明します。

なお、人件費に係る説明は省略いたしますので、予めご承知おきください。

65 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、6. 公共施設マネジメント推進費のうち建設部の所管する部分は、(2) と (3) であります。(2) 公共施設定期点検事業費 194 万円のうち、①建築物定期点検管理システム保守管理業務委託 16 万円、②建築物定期点検管理システム改修業務委託 49 万円、③建築物定期点検管理システム一式賃借料 35 万円及び④その他事務費 93 万円であり、建築基準法の規定に基づく公共施設や施設内の建築設備の定期点検に必要な点検管理システムに係るリース料等の管理経費のほか、それらに必要な事務的経費であります。

(3) 公共施設包括管理事業費 7 億 3,354 万円のうち①公共施設包括管理業務委託 134 施設の 7 億 3252 万円は、市民センター、幼稚園・保育園、小中学校の計 134 施設における、公共施設包括管理

業務委託等に要する経費であります。②その他事務費 102 万円は、それらに必要な事務的経費であります。

110 ページをお願いします。

款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費 2,617 万円は、すべて建設部の所管する部分であり、1. 建設管理調整事務費 474 万円のうち(1)事務用消耗品など 405 万円は、事務の推進にかかる経費、(2)負担金、補助及び交付金 51 万円のうち①一般財団法人近畿市町村災害復旧相互支援機構会費負担金 50 万円は激甚化・頻発化する災害時に受けた被害の早期復旧を図るため、市町村の相互支援の観点から技術者確保を目的に設立され、令和 3 年より加入している組織の負担金であります。②安全運転管理者講習手数料 1 万円は講習にかかる手数料であります。(3)その他事務費 18 万円は職員の旅費等にかかる経費であります。2. 公共事業支援統合情報システム事業費 2,143 万円は、本市の公共事業に必要となる土木積算システムの保守等に要する経費を中心とした管理経費であります。

その下の、目 2 建築管理費 2 億 1,478 万円のうち、2. 建築事務費 485 万円は、図面管理システム及び建築営繕積算システムに係るリース料等の管理経費であります。

111 ページをお願いします。

目 4 広域事業調整費 2,121 万円のうち、2. 整備促進要望活動費 192 万円は、新名神高速道路、大津放水路、大戸川ダムの整備を見据え、期成同盟会等の組織活動助成費を中心とした活動費であり、3. 大戸川ダム整備推進費 223 万円は、大鳥居収蔵庫における光熱費、施設補修に要する経費などであります。

項 2 道路河川費、目 1 道路河川総務費 6 億 9,889 万円は、すべて建設部の所管であります。

2. 単独河川事業事務費（路政）2,204 万円は、準用河川等の許認可に付随する事務経費であり、3. 土砂災害情報相互通報システム管理運営事業費 56 万円は、雨量情報等災害情報システム機器の電力料金及び通信料金などであり、4. 土地地籍調査事業費 253 万円は、膳所地区及び瀬田地区における地籍調査等の推進経費であり、112 ページの 5. 法定外公共物管理事業費 379 万円は、普通財産の払下げに伴う不動産鑑定手数料などであります。 6. 各種協会負担金、補助金等 106 万円は、滋賀県道路・都市計画協会及び滋賀県河港・砂防協会に対する負担金のほか、大津市田上山砂防協会に対する事業運営補助金などであり、7. 事業事務費 220 万円は、道路事業の推進に必要な事務費であります。

目 2 道路橋りょう管理費 6 億 295 万円は、すべて建設部の所管で

あります。

2. 市道路線管理事業費 2 億 9,755 万円のうち、(1)道路パトロール経費 2,525 万円は、市道の日常的なパトロールと路面の補修を行うものであり、(2)噴水・地下道ポンプ等管理業務費 1524 万円は市内 15 か所にわたり、噴水・地下道に備え付けているポンプ等の管理費であります。(3) J R 駅前広場等維持管理業務費 1 億 512 万円は駅前広場等の維持管理費であり、(4)雪寒対策費 7,765 万円は除雪や凍結防止剤の散布業務費であり、(5)浜大津ターミナル管理経費 2,473 万円は周辺の管理経費であり、(6)市道、里道、昇降機に係る損害賠償金等 282 万円は各施設の賠償責任保険加入費であり、(7)冠水システム維持管理業務費は立体交差道での冠水発生に備えた冠水表示システムの電気料金であり、(8)立体交差道浸水対策業務費 262 万円は立体交差道での冠水発生に備えた冠水表示システムの管理経費であり、(9)その他物件費 4,408 万円は、保有車両の維持管理費のほか、市道管理に必要な消耗品費等の経費であります。

3. 市道路線用地管理事業費 3,927 万円のうち、(1) 瀬田駅前他用地借上料 983 万円は、 J R 瀬田駅前バス待機場用地及び市道南 2410 号線道路用地の借地料として、(2) 公共嘱託登記業務委託料等

2,707 万円は、道路改良工事等に伴う境界確定や用地の分筆のほか、用地調査などに必要な業務推進費であります。(3)事務費 237 万円は当業務に係る事務的経費であります。

4. 放置自動車対策事業費については、放置自動車の所有者の照会に要する経費であります。

5. 道路照明灯 L E D 化推進事業費 5,999 万円は、令和 4 年度に完了した蛍光灯具の L E D 化に引き続き、約 3,000 基の水銀灯具を順次 L E D 化していくための経費であります。

6. 市街灯管理事業費 1 億 6,915 万円は、市街灯及び防犯灯の電力料金並びに照明器具の交換費用のほか、配線類等の維持補修経費であります。

7. 境界情報システム化事業費 394 万円は、境界情報システム機器及びソフトウェアに係る賃借料であります。8. 道路台帳整備事業費 887 万円は、市道の認定及び道路改良等により生じた変更等に伴う道路台帳の作成業務費、及び電算システムへのデータ反映に係る業務費などであります。

113 ページをお願いします。

9. 私道整備補助事業費 187 万円は、私道の舗装及び側溝整備等の工事に係る補助事業経費であります。

目 3 交通安全対策費 2 億 669 万円は、すべて建設部の所管であります。

1. 公共輸送対策推進費 9,167 万円のうち、(1) 大津市地域公共交通活性化協議会負担金 753 万円は、同協議会を主体とした事業の推進に伴う負担金として、(2) 湖西線利便性向上プロジェクト推進協議会負担金 135 万円は、県及び本市を含む沿線 3 市が設置した協議会において、湖西線の利便性向上に向けた事業に係る負担金として、(3) 大津市地域バス路線運行等対策推進費補助金 3,825 万円は、路線バスの維持に係る運行補助金として、(4) 路線バス方向転換場ほか土地使用料 868 万円は、路線バス方向転換場の土地使用料として、(5) デマンド型乗合タクシー実証運行業務 2,990 万円は、実証運行業務の委託料として、(6) 大津市一般乗用旅客自動車運送事業者第二種免許取得支援補助金 135 万円は運送事業者に対する第二種免許の取得を支援する補助金として、(7) 大津市地域住民の移動手段の確保に係る無償運送事業補助金 51 万円は、地域住民を対象とした無償運送を実施する公共的団体を支援する補助金であります。(8)その他推進事業費 408 万円は公共輸送対策の推進に必要な事務的経費であります。2. 人にやさしい車両導入促進事業費 210 万円は、路線バスにノンステップバス及びユニバーサルデザインタク

シー車両を導入する事業者に対して、経費の一部を補助したものであります。

3. バリアフリー化推進事業費 111 万円は、大津市移動等円滑化促進方針に基づくバリアフリーマップ等作成検討業務委託料のほか、バリアフリー推進協議会の運営経費等であります。

4. 道路安全施設整備費 182 万円は、県と連携した「ビワイチ」に係る市道の^{あおやばね}青矢羽根等の整備費であります。

5. 交通安全施設整備費 6,704 万円のうち(1)市単独事業費 5448 万円は、交通安全対策特別交付金が交付されることを踏まえ、地域の交通安全施設を整備したものであり、また繰越分のうち(1)国庫補助事業 953 万円及び(2)市単独事業費 302 万円は、それぞれ交通安全施設の設置に係る工事費であります。

6. 通学路安全施設整備事業費 3,001 万円のうち(1)国庫補助事業 1,209 万円は仰木五丁目の市道北 3024 号線及び一里山五丁目の市道東 4541 号線における、みなし歩道の整備、(2)市単独事業 1,792 万円は大萱三丁目の市道幹 1058 号線や南志賀一丁目ほかの市道中 1322 号線等における交通安全対策工事を中心とした通学路安全施設の整備等に係る工事費であります。

7. 人にやさしい道づくり事業費 1,292 万円は、浜大津一丁目の市

道幹 1036 号線や春日町ほかの大津駅地下通路等において視覚障害者誘導ブロック等の工事を執行し、安全な歩行空間の確保を図ったものであります。

目 4 道路維持費 11 億 6,647 万円は、すべて建設部の所管であります。1. 道路維持修繕事業費 4 億 5,883 万円は、市道の維持補修に要した修繕料及び工事費などであります。2. 街路樹管理事業費 1 億 4,579 万円は、市道内の街路樹の剪定等の管理経費として、支出したものであります。3. 市道橋補修事業費 4 億 8,214 万円のうち、(1) 国庫補助事業 2 億 9,741 万円及び(2)市単独事業 4,335 万円は、名神高速道路に立体交差する桜林橋ほかの点検業務、国分一丁目ほかの国分橋などの補修設計費を含めた委託費として 1 億 1,162 万円を、堂一丁目の堂村橋をはじめとした補修工事費として 2 億 9,387 万円を、協定に基づく計画的な市道橋の点検費用の負担金として 7,505 万円を、それぞれ執行し計画的に市道橋の補修を推進しました。

また、繰越分として(1)国庫補助事業 1 億 3755 万円及び 114 ページの(2)市単独事業 381 万円は、大石富川町の諸井橋をはじめとした補修工事費で支出したものであります。

4. 道路等長寿命化推進費 7,969 万円は、御殿浜ほかの市道幹 1052 号線など、国の補助金を活用し計画的に予防保全型の舗装修繕を推

進したものであります。

目 5 道路新設改良費 15 億 6,982 万円は、すべて建設部の所管であります。

1. 県営工事負担金（道路）6,942 万円は、滋賀県が施行する県道の改良整備費に伴い、利益を受ける自治体として、整備費の一部を負担する経費であります。

2. 市道幹 2028 号線道路改良事業費（大石小田原町）4 億 8,984 万円は、新名神高速道路及び（仮称）大津スマートインターチェンジの整備と関連があることから、造成工事等を西日本高速道路㈱に工事委託するなど事業の推進を図ったものであります。

3. 市道幹 2169 号線道路改良事業費（真野大野一丁目ほか）295 万円は、山百合の丘地区と国道 477 号を結ぶアクセス道路整備における用地測量に要した費用であります。

4. 市道幹 1009 号線道路改良事業費（真野三丁目）4 億 7,300 万円は、真野川を跨ぐ橋梁の上部工整備工事及び擁壁や側溝などの道路改良工事などを推進したものであります。

5. 道路用地管理事業費（瀬田四丁目）32 万円は、用地管理に要する経費であります。

6. 道路新設改良事業費（一般）（本宮二丁目ほか）1 億 7,776 万円

及び 115 ページの 8. 道路新設改良事業費（一般）2 億 9,596 万円は、合わせますと 4 億 7,373 万円となり、これらの事業では、地域からご要望をいただいている道路の改良整備等に加え、令和 7 年度においては、一級河川真野川広域河川改修に伴う市道幹 1012 号線柳原橋架替工事への負担金の支出のほか、石山駅前北口広場改修工事や月輪一丁目の市道幹 1056 号線等における地域の道路整備を進めるとともに、令和 2 年度に策定した舗装長寿命化修繕計画に基づく計画的な舗装改修を推進したものであります。

7. 道路新設改良事業費（地元還元関連）（石山内畑町ほか）5,165 万円及び 9. 道路新設改良事業費（地元還元関連）888 万円は、合わせて 6,054 万円となり、これらの事業では、石山内畑町の市道南 3520 号線の道路改良工事などを推進したものであります。

目 6 用悪水路費 7,486 万円は、準用河川及び普通河川の維持補修に要した経費であります。

目 7 河川費 2 億 4,281 万円のうち、1. 河川改修事業（一般）1 億 6,000 万円は、関津一丁目の嶽川や山中町の鼠谷川の改良整備などに加え、下阪本六丁目の大宮川や木戸の木戸川などにおいて、地方債を活用した緊急浚渫事業を推進したものであります。2. 河川改修事業（地元還元関連）8,280 万円は、大石曾東町の太田川や石山千

町の国分川の改修工事を推進したものであります。

目 8 急傾斜地崩壊対策費 4,453 万円のうち、1. 県営工事負担金 1,409 万円は、滋賀県が施行する急傾斜地崩壊対策事業費に伴う受益市町からの一部負担金として、葛川坊村地区をはじめ全 6 地区における対策事業の推進費用を負担したものであります。2. 急傾斜地崩壊対策事業費 3,044 万円は、伊香立上龍華地区の用地調査業務や大石小田原一丁目地区の急傾斜地防災工事を推進したものであります。

項 3 港湾費、目 1 港湾管理費 275 万円は、雄琴港及び南小松港等に係る施設の修繕費並びに清掃業務費として執行したものであります。

115 ページから 116 ページにかけての項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、2. 都市計画企画調整費 3,594 万円のうち、建設部の所管する部分は、(7) 広域道路事業調整費 112 万円であり、国道 1 号及び 161 号など、広域幹線道路の整備促進に向けた要望活動費のほか、本市が参画している関連組織、団体への会費負担金などであります。

118 ページをお願いします。

目 2 街路費 4 億 8,506 万円のうち、建設部の所管する部分は、2.

から 7. であります。

2. 各種協会負担金 4 万円は、本市が参画している全国街路事業促進協議会に対する会費負担金であります。

3. 事業事務費 135 万円は、街路事業の推進に必要な事務経費であります。

4. 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）（長等二丁目ほか）1 億 6,489 万円は、道路改良工事及び舗装工事などあります。5. 都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線（坂本三丁目ほか）2 億 5,310 万円及び 6. 都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線（本堅田三丁目ほか）5,688 万円は、用地の取得や建物等の移転補償、道路側溝工事などを、それぞれ国庫補助を活用しつつ、事業の推進を図ったものであります。

7. 都市計画道路用地管理事業費（膳所一丁目ほか）61 万円は、用地管理に必要な経費を執行したものであります。

120 ページをお願いします。

目 4 自転車駐車場管理運営費 2 億 8,392 万円は、すべて建設部の所管であり、2. 自転車駐車場管理運営事業費 2 億 7,047 万円は、市内 17 か所の自転車駐車場に係る指定管理者管理委託料や用地の賃借料のほか、大津駅前自転車駐車場及び大津京駅前自転車駐車場の

増設に伴う区画設置工事など、各施設の適正な運営に係る経費であります。

3. 放置自転車対策事業費 946 万円は、市内 11 か所の自転車等放置禁止区域における対策業務の推進を図ったものであります。目 5 自動車駐車場管理運営費 1 億 1,248 万円は、すべて建設部の所管であり、1. 公共駐車場等管理運営委託 5,805 万円は、市内 5 か所の公共駐車場に係る指定管理者管理委託料 5,200 万円や市内 7 か所の月極駐車場の管理運営業務委託料 605 万円であり、各公共駐車場の機器更新や施設点検等の経費のほか、明日都浜大津公共駐車場に係る管理費用等負担金 3,902 万円など、各施設の適正な運営に係る経費を執行したものであります。

134 ページをお願いします。

款 11 災害復旧費、項 1 災害復旧費のうち、建設部の所管に属する部分は、135 ページの目 4 公共土木施設災害復旧費 7,656 万円であり、1. (国負) 公共土木施設災害復旧事業費 (道路) 1,300 万円は、若葉台の市道南 1318 号線の災害復旧に伴う測量調査設計業務を執行し、被災した道路等の速やかな復旧を進めたものであります。2. (単独) 公共土木施設災害復旧事業費 (道路) 2,407 万円は、山上町ほかの市道幹 1031 号線の災害復旧に伴う工事などを中

心に執行し、被災した道路等の速やかな復旧を進めたものであります。3.（単独）公共土木施設災害復旧事業費（河川）3,948 万円は、6 月の降雨により被災した千野三丁目の大正寺川など、河川における堆積土砂の撤去や護岸復旧等を執行し、被災後の通水確保を図ったものであります。

以上で、令和 7 年度の一般会計決算のうち、建設部の所管する部分についての決算の状況、歳入・歳出の説明を終わります。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。